

認可外保育施設、保育所の一時預かり、病児・病後児保育事業をご利用の方へ

【利用施設別】 幼児教育・保育の無償化 制度と手続きのご案内

- 無償化の制度（対象となる要件、内容）と必要な手続き等についてのお知らせです。お手元に保管してください。
- 特に「施設等利用給付認定」の保育の必要性の認定（新2号・新3号認定）を受ける場合はよくお読みいただき、必要な届出など、手続きの漏れが無いようご注意ください。



伊勢原市公式イメージキャラクター
クルリン

1 無償化の対象・上限額など

幼稚園、認定こども園、保育所等に在園していない、保育の必要性の認定（施設等利用給付認定）を受けた子どもの利用料が、3歳児クラス以上の子どもは月額 37,000 円、市民税非課税世帯の0歳児クラスから2歳児クラスの子どもの場合は月額 42,000 円まで無償化（補助）されます。

※ 実費徴収される費用（通園送迎費、教材費、行事費、給食費など）は無償化の対象外です。

※ 認可外保育施設等を複数利用している場合は、利用料の合算額で上限管理します。

【補足】 ● 市外の幼稚園・認定こども園（教育利用）と併用して利用している方へ



伊勢原市公式イメージキャラクター
クルリン

在籍園の預かり保育が、次のいずれかに該当する場合、幼稚園・認定こども園の預かり保育料と認可外保育施設等の利用料を合算して、月額上限（新2号：11,300 円、新3号：16,300 円）まで無償化（補助）の対象となります。（市内の幼稚園・認定こども園はいずれも該当しません。）

- ・ 教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満
- ・ 年間（平日、長期休業中、休日の合計）開所日数が200 日未満

2 施設等利用給付認定の申請について

(1) 認定区分（施設等利用給付認定）

新2号認定	幼稚園、認定こども園、保育所に在園していない、3歳児クラス以上で、次項の「保育を必要とする事由」に該当する子ども
新3号認定	幼稚園、認定こども園、保育所等に在園していない、市民税非課税世帯の0歳児クラスから2歳児クラスで、次項の「保育を必要とする事由」に該当する子ども

(2) 保育を必要とする事由、必要な書類など

保育を必要とする事由	内容及び必要書類
就 労	すべての保護者が就労している（月64時間以上の就労実態を客観的に確認できる場合に限る）。 ・就労している保護者全員の就労証明書（伊勢原市指定様式）。 ・就労証明書に加えて、確定申告書、給与明細書、シフト表、営業許可証、農業経営申立書など、実態を確認できる書類が必要な場合があります。
妊娠・出産	出産（予定）日の前後8週間にあたる。 ・出産（予定）日が記載された母子健康手帳など。
疾病・障がい	保護者の障がいや疾病のため保育が困難な状態にある。 ・障害者手帳、療育手帳、保育が困難な状態を明記した医師の診断書など。
介護・看護	同居の親族の介護・看護などのため、保育が困難な状態にある。 ・被介護者の診断書、要介護認定証、ケアプランなど。
災害復旧	災害からの復旧のため保育が困難な状態にある。 ・罹災証明書、申立書など。
求職活動 （起業準備を含む）	保護者の求職活動のため保育が困難な状態にある。 ・ハローワークカード、雇用保険受給資格者証、求職活動申立書など。
就学 （職業訓練を含む）	保護者の就学のため保育が困難な状態にある。 ・在学証明書、学生証、カリキュラムなど。
その他	その他市長が認める場合（虐待被害等のおそれがある場合など）。

※ 保育の必要性の認定について、定期的に実態調査を行います。申請内容に虚偽等があった場合や事実を確認できない場合は、認定の取り消しや無償化分の返還を求める場合があります。

(3) 認定の申請方法

● 申請に必要な書類

- ・新2号認定：給付認定申請書、保育の必要性を証明する書類
- ・新3号認定：給付認定申請書、保育の必要性を証明する書類、非課税証明書

マイナンバー制度による情報連携で照会できる場合は不要です。

※ 申請書などは市担当課窓口で配布のほか、市ホームページからダウンロードも可能です。

※ 新2号、新3号認定の申請に必要な書類は世帯状況により異なります。書類に不備や不足があると認定できないため、ご不明な点等ございましたら事前に市へお問い合わせください。

● 申請書類等の申請先と申請期限

申請先：市役所子ども育成課へ申請書類等を提出（郵送可）

申請期限：認定を希望する月の前月15日まで

（施設によっては、施設経由の提出が必要な場合があります。予め利用施設にご確認ください。）

※ 15日が土・日曜日、祝日の場合はその前の平日までに書類を提出してください。

※ 認定の結果は、概ね認定希望月の前月25日頃に市から保護者に通知します。

※ 認定を受ける前に利用したサービスは無償化の対象にはなりません。

(4) 認定後に家庭状況等に変更が生じた場合に必要な届出

施設等利用給付認定を受けた場合、次のような変更が生じたときは速やかな届出が必要です。

届出に必要な書類を確認のうえ、届出の事由が生じる前月の15日（15日が土・日・祝日の場合はその前の平日まで）までに、市役所子ども育成課まで届け出てください。

届出の事由
利用する施設を変更、追加するとき
結婚、離婚、同居、転出、氏名の変更などをするとき
退職や転職をするとき
勤務時間や日数が変わるとき
妊娠・出産する（した）とき
育休を取得するとき
その他、保育を必要とする事由に変化が生じたとき

※ 届出する際は、事前に利用施設にも届出する内容をお伝えください。

※ 届出をせずに利用したサービスは無償化の対象にならない場合があります。

3 無償化（補助）の受け方について

⇒ 3カ月ごとに、保護者が市へ請求する必要があります。

【請求の流れ】

- ① 市から認定を受けた保護者が、利用施設に「認定通知書」を提示し、認定内容を伝えます。
- ② 保護者が施設に施設の利用料を支払います。
- ③ 3カ月ごとの各請求月に、保護者が施設に請求書や領収証等の発行・配布を依頼します。
- ④ 保護者が請求書に必要事項を記入・押印し、領収証等を添付して市へ提出します。
- ⑤ 市が保護者からの請求内容を確認します。
- ⑥ 請求月の翌月末頃に、市から保護者の口座へ支払います。

【請求の対象利用期間と請求月】

- | | |
|----------------------|---------------------|
| ・ 4～6 月利用分 → 7 月請求 | ・ 7～9 月利用分 → 10 月請求 |
| ・ 10～12 月利用分 → 1 月請求 | ・ 1～3 月利用分 → 4 月請求 |

【請求書の提出方法】

申請先 : 市役所子ども育成課へ請求書等を提出（郵送可）

申請期限 : 各請求月の25日（25日が土日祝日の場合はその前の平日）まで

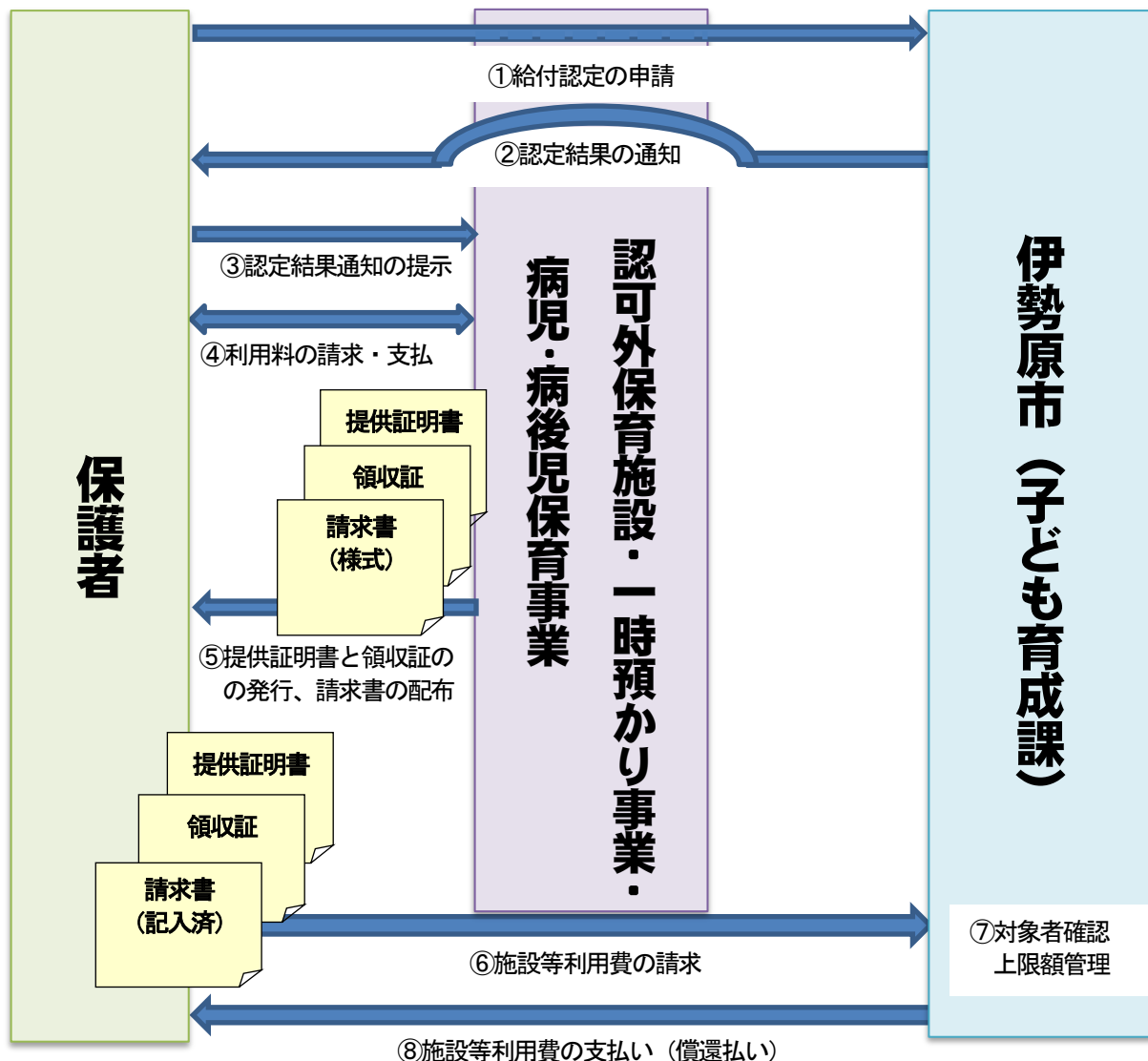
※ 領収証の発行が上記の請求月に間に合わない場合は、その次の請求月に繰り越して請求できます。（4～5月分を7月に請求、6～8月分を10月に請求…）

※ 請求の権利は、利用月の翌月 1 日から 2 年間を経過すると、時効により消滅し、請求できなくなります。期間内の提出をお願いします。（期間内に市に書類が到着している必要があります）

※ 書類に不備や不足がある場合は無償化（補助）を受けられません。

※ 認定の有効期間にご注意ください。有効期間外に利用したサービスは無償化対象外です。

【参考】保育の必要性の認定から給付を受けるまでのフロー図



- ① 認定開始希望月の前月の15日(15日が土日祝日の場合はその前の平日)までに、保護者が新規・変更等の認定を申請します。市子ども育成課窓口へ申請書類を提出してください。(郵送可)
※ 認定を受ける前に利用した場合は無償化の対象にはなりません。
- ② 認定が認められた場合、認定月の前月25日頃に市から保護者へ「認定通知書」を送付します。
- ③ 保護者が施設に「認定通知書」を提示し、認定内容を伝えます。
- ④ 保護者が施設に施設の利用料を支払います。
- ⑤ 3カ月ごとの各請求月に、保護者が施設に請求書や領収証等の発行・配布を依頼します。
- ⑥ 各請求月の25日(25日が土日祝日の場合はその前の平日)までに、保護者が請求書に必要事項を記入・押印し、領収証等を添付して市へ提出します。
- ⑦ 市が保護者からの請求内容を確認します。
- ⑧ 請求月の翌月末頃に、市から保護者の口座へ支払います。

4 保育料以外の費用について

送迎費、食事代、行事費などは無償化の対象になりません。直接、施設にお支払いください。

《手続きに関する問い合わせ先》

伊勢原市子ども育成課 TEL:0463-94-4638・4641